

## 宮古広域公園（仮称）における民間活力導入の可能性について 民間事業者等の皆様との対話による市場調査を実施します ～対話に関する募集要項～

沖縄県では、県の振興計画である「沖縄21世紀ビジョン基本計画（平成24年5月）」等に基づき、宮古圏域における新たな県営公園として『宮古広域公園（仮称）』の整備事業に取り組んでいます。平成25年度より「宮古広域公園（仮称）計画検討委員会」による検討を行い、「（仮称）宮古広域公園基本構想（平成26年12月）」の策定、公園のテーマ（基本理念）として『ミャークヌ・オー・イム・パーク（宮古の青い海公園）』を定め、3つの目標像として『美しい海辺の景観や自然を守り育てる公園』、『海や海辺で多様なレクリエーションを提供する公園』、『海と結びついた生活や遊びを体験できる公園』を設定するとともに、事業予定地として宮古島前浜地区を選定しました。

平成29年2月には、基本構想を基に「（仮称）宮古広域公園基本計画」を策定し、計画予定地を定めるとともに、基本構想の考えに基づく公園のゾーニングや土地利用を定めました。計画予定地は、約7kmに渡って『宮古ブルー』とも称される青い海と白い砂浜が続き、多くの観光客が訪れる宮古島市を代表する観光スポットとなっている前浜ビーチ、ビーチ背後の保安林指定である連続した樹林地、保安林背後のサトウキビ畑などの農地を含む、全体で約50haの区域です。

平成30年3月より「宮古広域公園（仮称）基本設計」として公園施設の検討を進めています。現在、この設計に基づき、「ビーチハウス」や「マリンハウス」等の一部の施設については、より多くの人々が訪れる魅力的な公園にするため、アイデアやノウハウを有する民間事業者等の皆様と連携した整備を検討しています。

近年、全国の都市公園においても民間事業者が設計・整備から管理・運営までを一貫して手掛ける事例が増えているほか、平成29年の都市公園法の改正により、一定の条件の下、公園管理者以外の方が公園施設を設置又は管理する場合の許可期間が延長される等、民間事業者の皆様が公園の運営等に係る参画の幅が広がりました。

そこで、民間事業者等の皆様の参画条件、参画した場合に取り組みたい事業やアイデアを広くお聴きし、宮古広域公園（仮称）における民間活力導入の可能性について検討するため、対話による市場調査を実施することとしました。

是非御参加いただきますよう御協力をお願いします。

## 1. 事前説明会の開催（申込制）

対話による市場調査に先立ち、宮古広域公園（仮称）基本設計の概要や対話の実施方法について、説明会を開催します。

※説明会への参加は対話参加の条件ではありません。

### （1）日時

平成31年2月22日（金） 14時～16時

### （2）場所

沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁行政棟 1 1階第1・第2会議室（南側・市役所寄り）

### （3）対象者

宮古広域公園（仮称）の整備や管理・運営に関心のある法人又は法人のグループ（業種や業態は問いません）。※ 個人の方は対象になりません。

### （4）説明会の内容（予定）

- ・宮古広域公園（仮称）事業計画・現場条件等の概要
- ・官民連携事例
- ・質疑応答

※基本構想、基本計画等については、沖縄県ホームページの内容もご参照ください。

<https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/toshimono/kikaku/miyako-park-top.html>

### （5）申込方法

参加を希望される方は、申込様式【別紙1】に、法人名（団体名）と参加人数をご記入のうえ、「4. 申込先・連絡先」へEメールにて、御送付ください。

なお、件名は【説明会参加申込み】としてください。

### （6）申込期限

平成31年2月20日（水）まで

応募状況によっては申込期限を早めに締め切ることもあります。ご了承ください。

## 2. 対話による市場調査の実施（申込制）

宮古広域公園（仮称）の公園サービスの向上や賑わい創出のため、民間事業者の皆様の声をお聞かせ頂く機会として、対話型のヒアリングを行います。アイデア等の保護のため、対話は団体事に個別で実施いたします。

### （1）日時

平成 31年4月15日（月）～平成 31年4月24日（水）（土日を除く）

30分～1時間程度

（お申込み後、各社個別に調整、実施させていただきます）

### （2）場所

沖縄県土木建築部宮古土木事務所

（実施する会議室の場所は、個別にご連絡させていただきます。）

### （3）対象者

宮古広域公園（仮称）の整備や管理・運営に関心のある法人又は法人のグループ（業種や業態は問いません）。※ 個人の方は対象になりません。

### （4）対話の内容

宮古広域公園（仮称）の「ビーチハウス」、「マリンハウス」における整備や管理・運営に対する参画可能性や参画条件、参画した場合に取り組みたい具体的な事業やアイデアなどをお聴かせください。

#### 【例】

- 「ビーチハウス」、「マリンハウス」の全部又は一部の整備や管理・運営への参画、施設の規模や内容に対する提案
- 指定管理者制度を活用した公園の管理・運営への参画
- 「ビーチハウス」、「マリンハウス」以外の施設で整備や管理・運営に参画したい施設（ただし、「宮古馬牧場」並びに既存施設の「まいぱり」は除く）

### （4）申込方法

参加を希望される方は、申込様式【別紙2】に、必要事項をご記入のうえ、「4. 申込先・連絡先」へEメールにて、御送付ください。

なお、件名は【対話参加申込み】としてください。

### （5）申込期限

平成31年3月20日（水）まで

### 3. 留意事項

(1) 対話参加の取扱い

今回の対話は、宮古広域公園（仮称）における民間活力導入による整備や管理・運営の可能性について沖縄県が調査するもので、今後、宮古広域公園（仮称）の整備や管理・運営に関して事業者を公募する際の評価の対象にはなりません。

(2) 対話参加に係る経費及び説明資料の提出

対話参加に要する費用（交通費等）は参加者の負担とします。

参加者の負担軽減のため説明資料の提出は求めませんが、必要に応じてご準備いただいても構いません。

(3) 対話実施担当部署、対話の場におけるコンサルタントの同席（任意）

対話は、沖縄県土木建築部宮古土木事務所都市港湾班の職員が対応する予定です。また、宮古土木事務所では、宮古広域公園（仮称）の民間活力導入調査業務をプレック研究所・トロピカル・グリーン設計共同企業体に委託しており、原則としてプレック研究所の担当者を今回の対話の場に同席させることを想定していますが、参観者の意向により、都市港湾班のみと対話することも可能ですので、対話日時を調整する際にお申し出ください。

(4) 追加対話へのご協力（依頼）

今後、より深く連携手法等を検討するにあたり、追加対話やアンケートなどを行うことがありますので、その際にご協力をお願いします。

(5) 参加除外要件

沖縄県暴力団排除条例第2条に規定する「暴力団」又は「暴力団員」に該当する者及び、沖縄県暴力団排除条例第13条～第17条の規定に違反する者は、対話の参加者として認めないこととします。

(6) 実施結果の公表

対話の実施結果については、概要を沖縄県ホームページに公表します。ただし、参加者の名称は公表しません。また、公表にあたっては事前に参加者に公表内容を確認します。

(7) その他

対話への参加者数や参加者の業種・業態等に応じて、今回の対話に参加された団体以外にも、宮古土木事務所から個別に対話を依頼することがあります。

### 4. 申込先・連絡先

沖縄県 土木建築部 宮古土木事務所 都市港湾班

所在地：〒906-0012 沖縄県宮古島市平良字西里1125番地

電話：0980-72-2769

Eメール：[tamanata@pref.okinawa.lg.jp](mailto:tamanata@pref.okinawa.lg.jp)